

規程 等 : 第1部 第6章

表 彰 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、規約第32条に基づき表彰に関する細則について定める

(目 的)

第2条 この規程は、本会のグラウンド・ゴルフの振興、発展に貢献したものを称え広く知らしめることを目的とする

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、功労者表彰、特別表彰とし、表彰状又は感謝状を授与して行う

(表彰の対象)

第4条 3年以上にわたり登録団体の会員としてグラウンド・ゴルフの普及振興に顕著な功績のあったもの(功労者表彰)

2 3年以上にわたり、本会運営に功績のあったもの(感謝状)

3 上部団体等の主催する大会において、顕著な成績を収めたもの(特別表彰)

4 前各項のほか、会長及び理事会から推薦されたもの

(表彰の推薦)

第5条 登録団体の代表者は、前条1項に該当すると認められる候補者があるとき推薦書を会長に提出するものとする

2 登録団体からの推薦者は、会員数200人(前年12月末現在)につき一人を基準として次表のとおりとする

会員数	200人まで	400人まで	600人まで	800人まで	1,000人まで	以降200人ごと
推薦人数	1名以内	2名以内	3名以内	4名以内	5名以内	1名増

3 (1)前条3項に該当する候補者は次表のとおりとする

対象大会	成績
国民体育大会	主催者が定める入賞者枠
全国グラウンド・ゴルフ交歓大会	
全国レディス交歓大会	
全国健康福祉祭(ねんりんピック)	
関東地区グラウンド・ゴルフ大会	

(2)自己責任の参加入賞者の扱いは表彰対象者と同様とする

(推薦書の様式)

第7条 推薦書の様式は、本会所定の推薦書を使用する。

2 推荐書は氏名、年齢、住所、所属団体名、役職の他に実績及び推薦理由を明記すること 様式概要は別表の通りとする

(選考委員会の設置)

第8条 第4条各項該当者は選考委員会をもって、被表彰者を決定する

2 選考委員長は、選考委員による互選とする

(表彰の方法)

第9条 表彰は本会の総会に際して行う

2 会長が必要と認めた場合は、この限りではない

付則 この規程は、平成29年4月1日から施行する

この規程は、平成30年7月6日から施行する

この規程は、令和2年2月29日から施行する

この規程は、令和4年4月 9日から施行する

【内 規】公益財団法人埼玉県スポーツ協会の顕彰(功労賞)に関する選出基準

(定義)

第1条 埼玉県体育賞(功労賞)

①本県体育・スポーツの振興・発展に貢献し、その功績が顕著な者及びスポーツ界で優秀な成績を収めた者に対し表彰を行う

②長年、体育・スポーツの振興に功績があり、且つ、団体の発展に貢献した者に贈る

(選出者の枠数)

第2条 埼玉県グラウンド・ゴルフ協会の該当枠は1名

(選出の基準)

第3条 ①会長職にあるもの

②副会長職を1期2年以上務め、現職にあるもの

③グラウンド・ゴルフの振興・発展に特別な功績があったもの

(選出ならびに申請方法)

第4条 当該年度に選出基準を満たした者から1名を、運営会議で推薦し理事会の承認を得る

2 所定の申請書に必要項目を記入し、埼玉県スポーツ協会へ提出する

